

3	特許庁長官は、第一項に規定する手続（以下「複数意匠一括出願手続」という。）についての願書を受理したときは、これに複数意匠一括出願手続の番号を付し、その番号を意匠登録出願人に通知しなければならない。
4	複数意匠一括出願手続について書面を提出するときは、意匠登録出願の番号に代えて、前項に規定する複数意匠一括出願手続の番号を記載しなければならない。
5	複数意匠一括出願手続の願書に次に掲げる事項が記載されているときは、当該手続により提出される意匠登録出願の全てについて、当該事項と同一の内容の事項が記載された願書によりされたものとみなす。
一	意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二	代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
三	第九条第一項に規定する願書に記載する事項
四	第十二項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十六条に規定する願書に記載しなければならない事項
五	第十二項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十七条第二項又は第三項に規定する持分の割合等
六	第十二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四第一項に規定する願書に記載する事項
七	第十二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四第三項に規定する事項
八	第十二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四第四項に規定する願書に記載する事項
九	第十二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四第五項に規定する願書に記載する事項
十	第十九条第一項において準用する特許法施行規則第八条第一項に規定する願書に記載する事項
六	複数意匠一括出願手続をする者は、当該手続に含まれる全ての意匠登録出願についての意匠法第六十七条第一項から第六項まで（同法別表第一号及び第二号に関するものに限る。）の規定により納付すべき手数料を一括して納付しなければならない。
7	次に掲げる書面又は書類は複数意匠一括出願手続について提出することができない。
一	第六条第一項に規定する特徴記載書
二	複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願についての第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する書面
三	複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願についての第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の三に規定する書面
四	複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願の数を変更する第十十五条第一項に規定する手続補正書
8	複数意匠一括出願手続について提出された次に掲げる書面又は書類は、その提出の日において、当該手続に含まれる全ての意匠登録出願について提出されたものとみなす。
一	複数意匠一括出願手続と同時に提出する、意匠法第四条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面
二	意匠法第四条第三項に規定する期間内に提出する、同項に規定する証明書
三	複数意匠一括出願手続と同時に提出する、意匠法第四条第二項各号に掲げる事項を記載した書面

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕